

(別紙)

## チャレンジカード・保護者向け啓発リーフレット使用基準

(目的)

第1 生活リズム向上キッズ大作戦！事業で作成したチャレンジカード及び保護者向け啓発リーフレット（以下、「チャレンジカード等」という。）の適正な使用を確保するために必要な事項を定める。

(デザイン等)

第2 チャレンジカードのデザインについては別紙1、保護者向け啓発リーフレットのデザインについては別紙2のとおりとし、指定する自由記述欄のほか、みだりに改変して使用することはできない。

(チャレンジカード等の使用)

第3 チャレンジカード等は、チャレンジカード・保護者向け啓発リーフレット使用承認取扱要綱第3条第2項の各号に掲げる者が、子どもの生活習慣の向上を目的として取り組みを行うとき、無料で使用できるものとする（以下、この権限を「使用権限」という。）。

2 使用権限を有する者は、他人にこの権限を譲渡することはできない。

(使用期間)

第4 チャレンジカード等の使用期間は、使用承認の有効期間内とする。ただし、この期間は、申込みをした年度の3月31日までとする。

(その他)

第5 この基準に定めるもののほか、チャレンジカード等の適正な使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年7月26日から施行する。